

重要事項説明書

(居宅介護・重度訪問介護サービス)

1. 事業の概要

事業所名	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブばんじい
所在地	神奈川県川崎市中原区木月1-6-10 ホワイトパレス202
電話番号	044-455-2770
FAX 番号	044-455-2767
管理者	本間 久美子
介護保険指定事業所番号	1415200953
指定年月日	平成29年4月1日
サービス提供地域	川崎市中原区、幸区北加瀬・鹿島田、高津区明津・子母口・千年・千年新町

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事する種類、業務	人 員
管理者	居宅介護等の管理業務	1名
サービス提供責任者	居宅介護等計画作成、 居宅介護等の管理	2名（常勤1名、非常勤1名）
訪問介護員	居宅介護等業務	25名（常勤1名、非常勤24名）

3. 営業時間（事務所）

月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00

(注) 日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休日となります。

4. サービスの内容

- 「居宅介護・重度訪問介護サービス」は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で認めるものを派遣して、入浴、排泄、食事等の介護や生活援助その他日常生活上の援助を行うサービスです。
- 事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- サービス提供にあたっては、内容の詳細を含め別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

身体介護	食事の介護、排せつの介護、入浴の介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）、その他日常生活を営むために必要な身体の介護
生活支援	調理、洗濯、掃除、通院等介助（身体介護を伴わない場合） その他日常生活を営むために必要な家事の援助

注意 次のようなサービスは、居宅介護等サービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

- 「本人の援助」に該当しないもの
家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車等
- 「日常生活の援助」に該当しないもの
庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓の

ガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理

(4) 禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

5. サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービス利用料の1割が利用者負担となります。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
- (2) 通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費）が必要となります。
- (3) 利用者負担金は、自動口座引落（ご指定の金融機関の口座から月1回引落）により、お支払いいただきます。
- (4) 加算について
別紙 料金表をご確認ください。

6. サービス提供について その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、前記のサービス提供責任者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - 1) ヘルパーは医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください（生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です）。
 - 2) ヘルパーに対する贈り物や食事等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - 3) ヘルパーは酒やタバコ等の嗜好品の購入は出来ませんのでご了承ください。

7. サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかにご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、キャンセル料を申し受ける場合があります。

時 間	キャンセル料
利用日前日の午後5時以降	1回につき1,500円

8. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名（続柄） 連絡先

9. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに対する相談や苦情については、事業者で対応します

管理者	本間 久美子
サービス提供責任者	本間 久美子・佐藤 美佐子

- (2) 次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

中原区役所 高齢障害課障害者支援係	所在地：中原区小杉3-245（中原区役所） 電話：044(744)3113
川崎市 障害計画課事業指導担当	所在地：川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044(200)0082 Fax044(200)3932

10. 当法人の概要

名称・法人種別	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブぱんじい
代表者	理事長 折原 佐知子
業務概要	独自事業（生活支援サービス） 訪問介護サービス事業、 介護予防訪問介護及び介護予防訪問サービス事業 指定障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護) 居宅介護支援事業 地域密着型通所介護事業 川崎市認定産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブぱんじい

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 氏名 _____ 印

(代理人または立会人) 氏名 _____ 印

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブぱんじい

運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブぱんじいが行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブぱんじい
- 2 所在地 川崎市中原区木月三丁目5番32号 ホワイトパレス202号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者 2名（常勤1名・兼務、非常勤1名・兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

- 3 従業者 28名（非常勤職員・兼務）

従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間

9：00から17：00までとする。（土曜日9：00から12：00までとする。）

上記の営業時間以外のサービス提供時間については、応相談とする。

- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

4 年間の休日

祝日及び12月29日から1月3日。(年末年始休業) 相談により対応する。

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、特定しない。

(事業の内容)

第7条 この事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ 通院等介助(身体介護を伴う場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 家事援助等に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 4 生活等に関する相談及び助言
- 5 重度訪問介護に関する内容
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者に対して、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を行う。
- 6 その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

- 第8条 指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
 - 3 前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合には、支給決定障害者等から、それに要した交通費の額(移動に要する実費)の支払を受けることができるものとする。
 - 4 前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。
 - 5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

川崎市中原区全域、高津区の一部と幸区の一部。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情への対応等)

第 11 条 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(感染症対策に関する事項)

第 13 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業員の資質向上のため研修（第12条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年12回以上
- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
 - 5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した日から5年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブぱんじいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年2月1日から施行する。
- この規程は、令和6年3月1日から施行する。